**道徳の教科化に対する基本的考え方と**

**道徳教育充実への展望**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　昭和女子大学　押谷由夫

**はじめに－道徳教育の抜本的改善を－**

戦後の教育改革の大きな柱に道徳教育の充実があった。しかし、その歩みは、極めて厳しいものがあった。道徳教育の充実の提案が、どのようなものであっても、政治的・イデオロギー的視点から論じられてしまうからである。

そのような中にあって、昭和３３年に道徳の時間が特設された。爾来５５年道徳の時間の充実を目指して様々な取り組みがなされてきた。その成果はどうであったか。確かに大きな成果を上げている学校もある。しかし、学校現場の声は、先生方の道徳の時間に対する意識や取り組みの格差である。それが直に成果に影響する。

平成18年に教育基本法が改正され、人格の完成を目指した教育の一層の充実を強調している。また、学校現場においては、様々な課題をもつ子どもたちが増えている。いじめをはじめとした問題行動も多様化・深刻化している現状が指摘される。

そのような背景を基に、現在文部科学省では道徳の教科化について審議されている。道徳の教科化論議をきっかけとして、戦後の教育改革においてあやふやにされていた教育の根幹を担う道徳教育の確立に向けて、抜本的な改善が図られることを願うものである。そのような視点から具体的な提案をしてみたい。

**１　教育の根幹としての道徳教育**

教育論議において、よく言われるのは、知・徳・体を調和的に発達させることの重要性である。そこから、知も大切であるが徳も大切であるとか、心と体をともに育てようなどと言われる。確かにその通りなのだが、根本的なところで認識が間違っているように思えてならない。それは、知・徳・体を並列的にとらえているように感じられるからである。

教育において、知育、徳育、体育は重要である。なぜ重要か。子どもたちが人間として成長し、様々なかかわりを豊かにしながら充実した人生を送り、よりよい社会を創っていくために、である。つまり、知・徳・体は並列ではないのである。それらが一体化されて、人間としてどう生きるかにつながり、そこから学びが発展するようにしていくことが大切なのである。端的に言えば、徳を基盤としながら知と体をつなげていくのである。

知育において、徳育は不可欠である。徳育において、知育は不可欠である。また、知や徳は、健康はもとより実際の生活における実践へと結び付けていくことによってその人らしい人格として機能することになる。

**２　改正教育基本法における道徳教育の位置づけー教育の根幹―**

では、我が国の教育の基本方針を示している教育基本法では、道徳教育をどのように位置づけているであろうか。

周知のごとく、教育基本法は、平成18年12月に59年ぶりに改正された。改正教育基本法において再度強調されたのは、人格の完成を目指した教育の実現である。人格という言葉が3か所において使われている。まず、旧と同様第1条の教育の目的において「人格の完成を目指す」ことが明記されている。また、新しく加えられた第３条（生涯学習の理念）では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう」教育の充実を図ることが述べられている。さらに、第１１条（幼児期の教育）では、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と示されている。

つまり、これからの教育においては、国民一人一人が一生かかって人格を形成・錬磨し、そのことを通して豊かな人生を送れるようにする教育を、幼児期から充実させ、小学校、中学校、高等学校と積み重ねていけるようにすることを求めているのである。

では、人格とはどのように押さえられるのか。改正教育基本法では、第２条（教育の目標）に明記されている。５項目挙げられている。一号は、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」となっている。つまり、知・徳・体を調和的に養っていくことと捉えられる。

二～五号は、共通して「‥‥態度を養う」となっている。態度とは生きる姿勢であり、心構えでもある。そこには、人間としてあるいは日本国民として求められる生き方や、身につけるべき態度（道徳的諸価値）が示されている（これらの内容は、学習指導要領の第２章道徳の第２内容に示されているものと多くが符合している）。

すなわち、人格とは、道徳性を基盤とするものであり、人間としての在り方や生き方の基本を創る道徳的価値意識をしっかり育み（徳）、その土台の上に知識や技能を身につけ（知）、健康な体を創っていく（体）ことが大切であると述べられていると解釈できる。人格の完成を目指した教育とは、道徳教育を根幹に据えた教育なのである。

このことは、戦後の教育改革において課題として残されていた、教育における道徳教育の本来の在り方を提案した、とみることができる。それをどう具合化するのか。その一つの方法として、道徳の教科化が提案されているとみることができる。

**３　道徳の教科化の課題**

では、なぜ、道徳の教科化が求められるのか。一言でいえば道徳教育の要となる道徳の時間が、本来の役割を果たせるようにするためである。

　しかし、そのためには検討しなければならない課題が多くある。

**（１）特別教科として位置づける**

　まず、道徳を教科化する場合、従来の教科の規定を変えていく必要がある。道徳は、他の教科と違って、すべての教科にわたる道徳教育と関連をもたせて指導されるものである。道徳で学習する内容は、各教科等においてもそれぞれの教科の特質や学習内容に応じて学んでいるのである。道徳学習と関連をもたない授業はあり得ない。

そのことを踏まえて、道徳の授業が行われるのである。つまり、道徳は、各教科と横並びで考えられるものではなく、他の教科すべてとかかわりももちながら、道徳的価値の学習を計画的・発展的に行うのである。そのことを明確にするために、特別教科という位置づけをする必要がある。

その上で、教科書の問題と指導者の問題、成績の問題について考えてみたい。

**（２）教科書の問題**

教科にすることの大きな利点は、教科書が無償配布されることである。授業を充実させるためには、適切な教材が必要である。そしてその教材は、年間を通しての学習を見通したり見返したりすることができることが大切である。特に道徳学習においては、教材を通して常に自己と対話し、自己の成長を実感したり自己課題を見出したりすることが、継続的・発展的に行われることが大切である。そのために、子どもたちによい教科書をもてるようにすることは道徳の充実にとって不可欠であるといってよい。

我が国の教科書は、検定制度を設けている。道徳の教科書の検定が難しいのではないかという意見がある。しかし、道徳の教科目標を現在の道徳の時間の目標と同様にすれば、十分に可能である。つまり、道徳的価値の自覚を深め道徳的実践力を育むための素材として適切かどうかが問われるからである。日本国憲法、教育基本法や学校教育法、学習指導要領の理念や内容に適うようであれば、自由度が保証されるのである。

教科書が発行されるとして、もう一つの課題は、使用方法についてである。道徳の教材は、子どもたちや学校、地域等の状況により多様に選択できることが大切である。道徳の特質を考えると、教科書は半分は道徳の授業で使うが、後の半分は各教科等における道徳教育や家庭や地域との連携に活用するというように規定し、各学校の地域素材や子どもたちが興味をもつ多様な教材を活用できるようにしておく必要がある。

**（３）指導者の問題**

次に、誰が指導するかである。一般的に教科になれば、当該教科の免許が必要であり、免許を取得している教員が指導すると考えられる。もし道徳を一部の教師の身が指導するとなれば、道徳の特質から離れることになる。現在の道徳の時間と同様、クラス担任が中心となって全教職員が協力して取り組めるようにする必要がある。

道徳をすべての教員が指導できるようにするには、道徳免許の交付を考えねばならない。教員全員が道徳免許をもつことは、教育の特質からいっても妥当である。

ではどのようにしてすべての教員が道徳免許を取得できるようにするのか。例えば次のようなことが考えられる。現在教員免許を取得するには、所定の科目の単位の修得が義務づけられている。どの教員免許の取得にも、例えばあと8単位道徳教育科目を履修しなければならないとし、そのことによって道徳免許が取得できるようにする（一つの教員免許を取得する際に道徳免許を取得すれば、他の教員免許を取得する場合は免除される）、といった改善を図れば、道徳免許を全員が持つことができる。

なお、ここでも課題が残る。道徳授業の質の向上を図るためには、道徳授業をサポートできる教員の配置が必要になる。道徳教育担当教員の加配が求められる。また、指導力のある教員を道徳教育推進教師に任命できるようにするためにも、推進教師に特別手当がつくようにすることも必要であろう。

道徳教育の加配教員の効果に関する事例として、広島県の取り組みがある。広島県においては、道徳教育の充実を図る施策として、県独自に道徳の指定校を設け、そこに道徳教育加配教員をつけられた。その効果は顕著に表れ、学校が抱える様々な課題が改善され、道徳の授業も定着し本来の役割が果たせるようになったというのである。

**（４）評価の問題**

道徳の教科化において、常に話題になるのが評価の問題である。現行の道徳の時間の評価は、「児童（生徒）の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。」となっている。

この規定は基本とすべきであるが、もう少し具体的にしていく必要がある。現行の指導要録には、道徳の時間の記録の欄も設けられていない。それでは道徳の時間の学習の実態が次の学年に受け継がれないことになる。

では、道徳が教科になった場合どのような評価を行えばよいのか。当然に、目的がどの程度達成されたかを評価することになる。道徳の目標を現在の道徳の時間と同様にした場合、道徳の評価は、様々な場面で行われる道徳学習とかかわらせながら、道徳的価値の自覚をいかに深め道徳的実践力を身に付けたかが問われる。言い換えれば、道徳的価値とのかかわりで自分をいかに深く見つめ自己課題を見出し、実践しようとしているかである。

自分を深く見つめるとは、言い換えれば、自己評価を深めることである。道徳的価値とのかかわりでいかに自己評価を深めているか、を評価するのである。それは、おのずと子どもたちの自己課題の把握へとつながっていく。そして、そのことにかかわって、教師から評価されることによって、子ども自身が自分の課題を確認し、それを伸ばしたり克服したりしようとする。それは、子ども自身による自己指導である。道徳の時間は、子どもたちが道徳的価値とのかかわりでいかに自分を深く見つめるか、そして自分らしい主体的な生き方を見出してくれるかがポイントなのである。

どの教科であっても、評価と指導は一体的に考えなくてはいけない。道徳においても同様である。それは、子どもへの評価は、教師自身の指導に対する評価でもあり、指導の改善へと結び付けていくようにすることを意味している。そして、そのことが子ども自身の自己評価と自己指導の一体化につながっていくようにすることが大切なのである。道徳の評価においては、特に後者を重視する必要がある。

そのように考えた場合、例えば道徳の評価は記述式とし、道徳の授業においてあらわれてきた、道徳的価値にかかわるその子のよさを見つけ評価する（励ます）ことを基本とする、ということでよいのではないか。自分の中にある道徳的価値の成長に気づくこと自体が、道徳的価値の自覚であり、その部分をさらに伸ばしていこう（課題の克服も含めて）とすること自体が、道徳的実践力を高めることになる。

**４　道徳教育重視の体制づくりー道徳教育加配教員、道徳教育予算等の確保―**

道徳教育の改善にとって道徳の教科化は一つの方法に過ぎない。そのことをベースとして、学校全体における道徳教育重視の体制を創っていく必要がある。

まず、人の確保である。校長が前面に出ることによって、道徳教育重視の風土ができる。道徳教育の要である道徳においては、校長が各クラスで1回は授業に参加する、といったことを学習指導要領に明記することも考えられる。そして、先にも述べたが、道徳教育推進教師に特別手当をつける。そのことによって、リーダーシップを発揮して学校の道徳教育全体をリードできる教員を確保できる。さらに、道徳教育加配教員を設けることによって、学校教育の根幹を担う道徳教育がより円滑に機能するようになるし、かつ学校全体の雰囲気や教師自身の意識を道徳教育に向けていくことができる。

次に金（予算）の確保である。学校の予算の執行状況等をお聞きすると、道徳に関する予算は、後回しにされたり、カットされたりする場合もあるという。このこと自体、学校における道徳教育の意識の低さを表している。

学校運営は、主に予算配分をもとに行われる。その予算配分において、常に道徳教育予算を優先的に考えられるように、例えば道徳教育予算として５万円でも別枠で確保する（道徳の教材費や研修費等に使う）。そのことによって確実に道徳教育の充実策が講じられるし、教師の意識を道徳に向けることができる。

かつて、福岡県の大野城市では、道徳教育の充実を図るべく、全部の学校に道徳教育特別予算をつけられた。そのことによって、道徳の時間の充実とともに、学校独自の豊かな体験活動を充実させ、大きな成果を上げられた。

このような、道徳教育の充実に関する人と金（予算）の確保は、すべての教育課題の対応にも効果を発揮すると考えられる。道徳教育は、学校現場で常に課題となる環境教育や福祉教育、国際理解教育、人権教育など、○○教育と言われるものすべてにかかわるものであり、かつ中核として考えられるものだからである。したがって、道徳教育の充実に関する取り組みを最優先させるべきなのである。

**５　道徳教育研究機関の充実**

道徳教育は教育の根幹を担うものである。それは、日本国憲法で高々に謳っている世界の平和と人類の福祉に貢献する国民を育てるために最も重視しなければならない教育活動である。だとすれば、国として道徳教育について研究する機関を設け研究を後押ししていく必要がある。例えば国立国際道徳教育研究所とか、道徳教育を専門に研究する大学を設立することも考えられる。

そのことを踏まえたうえで、教員養成機関における道徳教育指導の充実を考える必要がある。例えば現在の教員養成を目的とする大学においては、各教科に関しては講座や研究室等が設けられており、その分野の教員が5人前後は確保されている。しかし、道徳教育の講座や研究室が設けられているところは極めて少ない。教育学講座や研究室、あるいは生徒指導関係の講座や研究室に道徳教育担当の教員が確保されている場合があるが、それも道徳教育を専門に研究している教員は少ない。

このような状況の中では、道徳教育を指導できる教員を養成することは難しい。早急に教員養成機関における道徳教育を担当する教員の充実を図り、大学のカリキュラムを改善していく必要がある。

また、このことを実現するためには、道徳教育の研究者を養成する期間の充実を図らなければならない。現在博士課程をもつ大学院で、道徳教育に関する研究を指導できる教員は極めて少ない。

このような状況では、道徳を教科化しても十分な効果を上げられるとは言い難い。道徳の教科化を中核として、道徳教育全体の充実・改善方策を考えていくことが重要なのである。

**おわりにー我が国における道徳教育の重要性を再度訴えるー**

先日、アメリカのボストンにあるボストングローブの記者から質問を受けた。「日本人は何を基準にして善悪の判断をしているのか」というものであった。記者自分はユダヤ教信者であるから、ユダヤ教の教えに従って善悪の判断をしているが、日本国民はどうかというのである。

多くの日本国民は、伝統的に「天」の教えに従って善悪の判断をすると答えた。では、天とは何か、と質問される。一般的には「世間様」と考えられる。それと同時に日本国民は昔から心の美しさ「清明心」を大切にして行動をすると答えた。

すると、それはあいまいではないか。また心の純粋さを言えば自爆テロなどを認めることになってしまうのではないか、といった質問が矢継ぎ早に返されてきた。

確かに「世間様」はあいまいであるが、そのことは特定の考えから判断するのではなく、いろんな立場を認めて考えるという寛容の精神と、日本国民が共通して愛おしむ自然の摂理のようなものを含んでいるので、日本国民としての共通理解はできる（そのためにも日本の学校では道徳教育を重視している）と答えた。また自爆テロについては、その原点は日本の特攻隊にあり、我が国の反省材料でもあるが、だからこそ純粋な心と人間としての在り方に関する価値意識をしっかり育まなければならない、といったことを話した。

このような会話を通して感じたことは、これからのグローバル社会で世界の人々から信頼され、世界の平和と人類の福祉に貢献していくためには、世界の国々が認める日本国民としての価値意識を一人一人の子どもたちがしっかりと育み身につけていく必要があるということである。

すでに述べたように、改正教育基本法には、人格の完成を目指した教育を目的とし、人格の基盤である道徳性の育成を柱として（徳育）、その上に知育や体育を充実させ人格を育てる教育を行っていくことを示している。そしてそのための施策を様々に取り組み、特に道徳教育の要として道徳を設け、しっかりとした指導を行っている。そのことをもっと世界にアピールできるようにしていく必要があるのではないか。その際、日本の教員は、全員道徳の免許をもっているということは、大きなアピール力になる。

いま、世界は日本に注目している。平成23年3月11日に起きた未曾有の東日本大震災は、日本国民はもとより世界の人々が悲しみに包まれたが、その際の被災者の人々や日本国民の対応について世界から賞賛された。

それは、日本国民が伝統的に大切にしてきた倫理観や道徳観が、世界の人々から認められたということである。日本の土着文化や道徳観は、自然とともに生きる生き方の中から生まれたといっても過言ではない。日本国民が大切にしてきた、自然とともに生きる生き方を、もっと根源からとらえなおし、世界に発信していく必要がある。

ブータンは幸福の国づくりや教育を世界に発信している。そのことによってブータンが世界から注目されている。「道義国家日本」を世界に発信する絶好の機会であると考える。